

栄養・食生活**【現状と課題】**

- 市では、平成24年3月に、「第2次青森市食育・地産地消計画」を策定し、「食を通じた心身の健康づくりと地域の活性化」を目的に、「妊娠期や乳幼児期の家庭における食育の推進」、「保育所・幼稚園、学校における食育の推進」、「青・壮年期、高齢期におけるにおける生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「生涯にわたる歯科保健活動を通じた食育の推進」を重点推進事項として掲げ、ライフステージに即した取組みを推進してきています。
- また、地域で食育を推進する担い手となる「食生活改善推進員」を毎年養成しており、「青森市食生活改善推進員会」の自主組織として、各地域を拠点に、子ども世代へ食育やバランス食を通じた生活習慣病予防等の啓発等が行われている。

《食生活改善の状況》

- 栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちの健やかな成長と、市民が健康で幸せな生活を送るために欠くことのできないものであり、生涯にわたる健康づくりを推進していく上で、妊娠期や子ども世代から成人・高齢期に至るまで、ライフステージに応じた切れ間のない食育を推進していくことが必要です。
- しかしながら、本市では、全国に比較し、肥満傾向児の出現率が高く、また、平成24年度市民意識調査の結果では、すべての年代で男性の3人に1人は肥満の状態にあり、一方、20代の女性では、約5人に1人に痩せがみられています。肥満は多くの生活習慣病の要因となり、また、やせは若い女性の妊娠・出産や高齢者の病気に対する抵抗力の低下など、様々な影響を及ぼすことから、適正体重を維持することの必要性について普及啓発を図ることが必要です。
- 肥満の予防や肥満を起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じて、適切な食習慣を身につけ健康づくりに取り組むために、身近な地域の中に、食の普及啓発を進める担い手を育成し続けることや、担い手の活動を支援していくことが必要です。
- 外食や中食の利用機会が多くなっている生活環境の中で、市民がより健康的な食を選択し、食生活改善に取り組みやすい環境づくりとして、社員食堂や外

食産業等における栄養成分表示やヘルシーメニューの提供等、外食における食環境の改善が必要です。

《主な取組》

(1) 栄養・食生活

①健康な食習慣の確立

・「第2次青森市食育・地産地消計画」の推進により、子どもの頃からの健康的な食習慣の定着を進め、生涯を通じてよりよい食生活を送れるよう、ライフステージに応じた切れ間のない食育と食習慣の改善に取り組めます。

②人材の育成とバランスの取れた食の普及啓発

・地域で食育を推進する担い手となる「食生活改善推進員」を引き続き養成し、バランス食の普及等を通じた健康づくりや生活習慣病予防活動等、食生活改善推進員の主体的活動を支援します。

③市民が食生活改善に取り組やすい環境づくり

・市民が食生活改善に取り組やすい環境を支援し、生活習慣病を予防するため、栄養成分の表示やバランスのとれたメニュー等の提供等に取り組むに取組む店舗を「健康づくり応援店」として推進し、飲食店頭からの食環境の改善に環境の改善に取り組めます。

《目 標》

目標項目			現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準	
栄養・ 食生活	肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学校5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合	男子	13.8%	健康日本21	平成24年度学校保健統計調査		
			女子	12.9%				
	肥満者の減少	30歳代男性の肥満者の割合			28.8%	市独自	平成23年度市民意識調査	
					34.1%	市独自	平成23年度市民意識調査	
					34.6%	市独自	平成23年度市民意識調査	
	栄養バランス等に配慮した食生活を送っている市民の割合の増加				74.8%	市独自	平成23年度市民意識調査	
健康づくり応援店の増加				平成26年度から実施予定	市独自	申請数		

身体活動・運動

【現状と課題】

- 市では、元気プラザ及び西部市民センターにおいて、気軽にウォーキングやジョギングを行う場を提供するとともに、個人の健康度に応じた運動プログラムを実践することにより、適切な運動習慣を身につけ、生活習慣病の予防及び健康増進が図られるよう、運動実践指導を提供しています。
- 市の医師会と共催した「健康教室」や、保健師、管理栄養士が地域に直接出向いて行う「健康講座」を通じて、「自らの健康は自ら守る」という意識の醸成や暮らしの中での身体活動・運動の重要性について伝えています。
- 特定保健指導の対象者に対して、メタボ予防の観点から、身体活動や運動の重要性について指導するとともに、フォローアップ講座において、運動の実践講座を行い、運動習慣の定着を支援しています。

《身体活動・運動の状況》

- 身体活動・運動の量が多い人は、少ない人と比較して、循環器疾患やがんなどの生活習慣病の発症リスクが低いといわれているほか、高齢者の認知機能や運動器機能の維持向上にも関係することがわかってきており、身体活動・運動の意義と重要性について普及啓発するとともに、運動に取組みやすい環境づくりが必要です。
- 平成24年度市民意識調査では、運動習慣もなく身体もあまり動かさないと答えた市民は約4人に1人で、30代、40代に多い傾向にあります。
また、健康づくりに取り組む上で、今後、具体的に知りたいと思うことについては、約2人に1人は「年齢や自分の体にあった運動の種類や方法」を、また、約4人に1人は「運動できる場所や施設」に関する情報を知りたいと回答しており、自分にあった運動実践の指導が得られる場や、運動ができる機会に関する情報提供、継続的に実践できる場づくりなどが求められています。

《主な取組》

(2) 身体活動・運動

①身体活動・運動に取り組む習慣づくり

- ・身体を動かすことや運動することの必要性について、あらゆる機会を通じて知識を普及します。
- ・ウォーキングや日常生活で活動量を増やすコツなどの普及啓発を図ります。

②運動に取り組める環境の整備

- ・健康増進事業のPRに努め、1人1人の健康度に応じた健康づくりと運動習慣の継続を支援します。
- ・利用できる運動施設や地域のスポーツクラブ、サークル等の情報提供を行います。
- ・誰でも気軽に取組めるウォーキングの推奨や関係機関や団体等と連携のもと、身近な地域で気軽に参加できる多様な運動機会の場づくりを進めていきます。

《目 標》

目標項目		現状値 (H24)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
身体活動・運動	運動もしていないし身体もあまり動かさない者の割合の減少	24.2%		市独自	平成24年度市民意識調査	

休 養

【現状と課題】

- 健康づくりのための休養と睡眠の重要性について、健康教育を通じて普及啓発を図るとともに、乳幼児健診や健康相談、訪問指導等、個別の面接においても、状況に応じた指導を行っています。

《休養の状況》

- 平成24年度市民意識調査では、1ヶ月以内で睡眠で休養があまり取れていない、または、全く取れていないと回答した市民は、約5人に1人います。
- 労働や活動などによって生じた心身の疲労は、安静や睡眠で回復を図り、健康を保持していくことが必要です。職場や地域など社会全体で休養の重要性について理解を深めていくことが必要です。

《主な取組》

(3) 休 養

① 良質で十分な睡眠と休養についての普及啓発

- ・良質な睡眠の確保の重要性について、健康教育等様々な機会を通じて情報提供をします。
- ・睡眠に満足できない場合には、専門医療機関へ早めに相談する等の対処方法について情報提供していきます。

②休養を大切にすると社会環境の改善

- ・十分な休養をとることの重要性について、健康教育等様々な機会を通じて広く啓発します。

《目 標》

目標項目		現状値 (H24)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
休養	睡眠による休養を十分にとれていない人の割合の減少	20.5%		健康日本21	平成24年度青森 市民意識調査	

飲 酒

【現状と課題】

- アルコールの体内代謝の仕組みや健康影響について、保健師・栄養士による健康講座において、正しい知識の情報提供を図り、適正飲酒への啓発を図っています。
- 特定保健指導の対象者に対し、本人の状況に応じたアルコールへの指導を行っています。
- 母子健康手帳交付時やマタニティセミナー等を通じ、妊婦の飲酒による胎児への健康影響等について、正しい知識の提供を行っています。

《飲酒の状況》

- がん、高血圧、脂質異常症などの多くの健康問題のリスクは、1日の平均飲酒量の増加とともに上昇するといわれています。過度な飲酒による健康への影響や適正な飲酒についての正しい知識を普及する必要があります。
- また、未成年や妊婦の飲酒をなくす取組みも必要です。

《主な取組》

(4) 飲 酒

① 飲酒による健康への悪影響をなくす取組の推進

- ・特定保健指導や健康教育などで、過度の飲酒による健康への影響について教育や啓発を行います。

② 未成年者や妊婦の飲酒防止の社会環境の改善

- ・妊婦を対象に飲酒の胎児や健康に及ぼす影響について情報提供を行います。

- ・思春期健康教室等を通じて、未成年者の健康に及ぼす影響について健康教育を行います。

《目 標》

目標項目		現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
飲酒	妊娠中の飲酒をなくす	6.5%			妊婦連絡票	
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(一日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)の割合の減少	男性	25.1%	健康あおもり21	平成23年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況	
		女性	16.0%			

喫 煙

【現状と課題】

- 平成25年12月「青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン」を策定し、本ガイドラインを指針とし、たばこの害と健康への悪影響に関する知識の普及や、禁煙支援、受動喫煙防止対策を推進しています。
- 対策の推進にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれが役割を担い、世界禁煙デーやたばこと健康フェア等の普及啓発は、一体となって取組みを進めています。
- 特に「子どもをたばこの煙から守る」観点から、大人が守るべきマナーを啓発し、受動喫煙防止対策の観点から普及啓発を図っています。

《喫煙による健康被害の状況》

- 喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常等の原因となり、受動喫煙は、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因となるなど、多数の科学的知見によって健康被害への因果関係が確立しています。
- 平成23年度の市民意識調査では、男女とも30歳代～50歳代における喫煙率が高く、男性では40歳代における喫煙率が最も高く40.7%、女性では30歳代の喫煙率が最も高く23.7%となっています。生活習慣病予防のためにも、若い世代から禁煙への支援を進めることが必要です。
- また、16歳～19歳の未成年者では、男女とも7人に1人が喫煙しており、小中学校、高等学校において、依存性のあるたばこについて、最初の1本を吸わせないための喫煙防止教育を推進することや、地域の中で、親世代へ、子どもたちの喫煙を防止していく啓発が必要です。

○母子健康手帳交付に把握している妊婦の喫煙状況は、平成 24 年度では約 20 人に 1 人であり、妊婦の同居者で喫煙者がいる割合は 45.1%となっています。また、乳幼児のいる世帯の約 6 割に喫煙者がおり、乳児が 1 歳 6 ヶ月、3 歳と成長するにつれ、子どもの近くでも喫煙する割合が高くなっています。家庭の中から、子どもたちを受動喫煙の被害から守っていくことが必要です。

○市民、団体・事業者、行政がそれぞれ役割を担いながら、一体となって、「たばこの煙から子どもを守ろう運動」を推進していくことが必要です。

《主な取組》

(5) 喫 煙

① たばこの健康被害防止対策ガイドラインに基づく禁煙支援、受動喫煙防止対策の推進

- ・喫煙、受動喫煙による健康被害に関する、わかりやすい情報を提供していきます。
- ・ガイドラインに基づいた受動喫煙防止を働きかけていきます。
- ・ガイドラインに基づいた取り組みを推奨していきます
- ・たばこの煙から子どもを守ろう運動を推進し、機運の醸成を図ります
- ・たばこの煙から子どもを守ろう協力店の登録申請受付し、統一マークの配布配信し、市民への情報提供を図っていきます。
- ・たばこをやめたい方へ、禁煙への支援を行います
- ・禁煙外来や薬局と連携し、効果的な禁煙指導やきめ細やかな支援を行います。
- ・喫煙者に対し禁煙への動機付けとなる情報提供を行います。

《目 標》

目標項目				現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
喫煙	妊娠中の喫煙をなくす			5.3%		健康日本21	妊婦連絡票	
	妊娠中のいる世帯で喫煙者がいる世帯の割合の減少			50.3%		健康日本21	妊婦連絡票	
	乳幼児のいる世帯で喫煙者がいる世帯の割合の減少	4か月児		59.4%		健康日本21	平成23年度市民意識調査	
		1歳6か月児		59.4%				
		3歳6か月児		59.4%				
	16歳～19歳の未成年者の喫煙をなくす	中学3年生	男子	14.3%		市独自	平成23年度市民意識調査	
			女子	13.3%				
	成人の喫煙率の減少		男性	28.6%		健康日本21	平成23年度市民意識調査	
女性			13.5%					
たばこの煙から子どもを守ろう協力店の増加			平成26年度から実施予定		市独自	申請数		

歯・口腔の健康づくり

《現状と課題》

○市では、妊婦には、マタニティセミナーでの歯科医師による講演、乳幼児期には、1歳6か月児、3歳児健診での歯科健診やフッ素塗布事業及び歯科衛生士による歯磨き相談、子育て相談における歯科衛生士による歯磨き指導、また、未就学児を対象とした障がい児歯科健診、親と子のよい歯のコンクール事業、歯科医師による健康教室、成人期には歯周疾患検診等、ライフステージに応じた歯科口腔保健に取り組んでいます。

《歯・口腔の健康の状況》

○歯と口腔の健康は、食べ物を租借するだけではなく、全身の健康の保持増進に大切な役割を果たしています。また、食べる楽しみ、話す楽しみを保つなど生活の質を高めます。

○本市では、幼児のむし歯の本数は減少傾向にありますが、全国平均と比較して高く、また、成人の歯周病疾患検診受診率は低い状況にあります。

むし歯や歯周病等の歯疾患予防に関する知識の普及啓発、歯科検診受診率向上など、乳幼児から高齢期まで生涯にわたる歯科口腔保健の取組みが必要です。

○成人期では歯の喪失につながる歯周疾患が多くなることから、正しい知識の普及を図るとともに、歯周疾患検診などを通じて、歯周疾患の早期発見・早期治療

に努めることが大切です。また、喫煙は歯周疾患の大きな誘因となることから禁煙に取り組むことが重要です。

《主な取組》

(6) 歯・口腔の健康づくり

①生涯を通じた歯・口腔の健康づくり

<小児期>

- ・妊婦や乳幼児の保護者に対する歯科保健教育、歯科保健指導を通じて、食べる力の土台となる歯と口の健康について啓発を図ります。
- ・幼児期における歯科健診の機会を通じて、間食の取り方や歯磨き習慣の確立、フッ化物の塗布等、歯と口の健康を守る方法について啓発を図ります。

<成人期>

- ・肥満予防のために「よく噛む」食べ方の啓発を図ります。
- ・歯周疾患に関する正しい知識の普及や禁煙相談の充実を図るとともに、歯周疾患健診を推進し、歯と口の健康を守ります。

<高齢期>

- ・歯周疾患健診を推進するとともに、義歯等と口腔の状態や租借機能に応じた食事の取り方や食べ方について啓発を図ります。

②生活習慣病予防のための歯周病対策

- ・歯周疾患と生活習慣病の関係について、正しい知識の普及を図ります。
- ・かかりつけ歯科医院で定期的な歯科検診の普及啓発を行います。

《目 標》

目標項目		現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
歯・口腔 の健康づ くり	歯周疾患検診の受診率の向上	2.7%		市独自	歯周疾患検診事 業結果	
	1歳6か月児でう歯のない者の割合の増加	97.1%		市独自	1歳6か月健診結 果	
	3歳児でう歯のない者の割合の増加	72.3%		健康あおもり21	3歳児健診結果	
	3歳児で不正咬合当が認められる者の割合の減少	9.8%		市独自	3歳児健診結果	

第4章

社会生活を営むために必要な心身の機能の 維持・向上

次世代の健康づくり

【現状と課題】

○市では、平成23年10月に策定した「青森市子ども総合計画後期計画」に基づき、子どもを健やかに産み育てるための、妊婦保健指導、妊婦健康診査、マタニティセミナー、新生児訪問、乳幼児健康診査等の母子保健対策などの充実を図っています。

《低出生体重児と子どもの肥満》

○生涯にわたる健康づくりを推進していく上で、妊娠期や子ども世代から正しい生活習慣を身につけることは重要な生活習慣病対策です。

また、将来の生活習慣病に結びつきやすい低出生体重児や子どもの肥満への取り組みが必要です。

○低出生体重児の出生数が減少しておらず、また子どもの肥満の割合が全国平均よりも上回っている現状があり、肥満は多くの生活習慣病の要因となり、適正体重を維持することの必要性について普及啓発を図ることが必要です。

《主な取組》

(1)次世代の健康づくり

①子どもの健やかな発育と健康的な生活習慣づくり

- ・妊娠前の健康管理や妊娠中の体重管理、早産の予防などの知識の普及を行います。
- ・母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診や母子健康手帳、妊婦連絡票の活用による健康づくりを勧めます。
- ・安心して出産できるよう、妊婦健康診査の公費負担に夜妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を継続し、妊婦健康診査を受ける機会を提供します。
- ・妊娠・出産・育児についての学習や講義、実習などを行うマタニティセミナーの内容を充実させるとともに、夫婦や就労している妊婦などが参加しやすい環境づくりを推進します。
- ・低出生体重児の保護者への支援を充実します
- ・乳幼児健康診査などで、子どもの味覚や発達段階に応じた適切な食事や早寝・早起きの生活リズムなどの重要性について情報提供や実践方法の普及を図り

ます。

- ・児童・生徒の健康づくりに関する食事、運動などの知識を、学校教育や PTA との連携のもと、普及を図ります。

《目標》

目標項目		現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
次世代 の健康	全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.3%		健康日本21	青森県保健統計 年報	

高齢者の健康づくり

【現状と課題】

- 本市では、高齢者の健康づくり、生きがいづくりとして、介護予防教室、こころの縁側づくり事業、高齢者健康農園、健康教育、健康相談等に取り組んでいます。

《高齢者の健康づくりの状況》

- 高齢化が急速に進展する中、健康長寿の実現のためには、疾病予防と健康増進、介護予防は喫緊の課題です。高齢になっても心身の維持向上につながる健康づくりの取組が必要です。
- 高齢者が生きがいをもち、心身の健康を維持できるよう地域活動のほか、趣味・稽古事、ボランティア活動など多様な機会を通じて、社会参加できることが必要です。
- 生活習慣病予防のための健康づくりや運動・栄養改善などの介護予防施策を通じて、高齢者がいきいきと自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

《主な取組》

(2) 高齢者の健康づくり

① 高齢になっても元気でいきいきと生活できる心身機能の維持・向上

- ・生活習慣病の予防に関する正しい知識を普及します。また、健康診査の受診率の向上と保健指導の充実を図ります。
- ・運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防、うつ予防、閉じこもり予防など介護予防の知識の普及を行います。
- ・介護が必要となる危険性の高い状態であるロコモティブシンドロームを予防するための正しい知識の普及を図ります。

- ・ 認知症への理解を深めるための知識の普及を行うとともに、認知症相談の実施等により認知症の疑いのある人の早期発見に努めます。

《目標》

目標項目		現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準
高齢者の健康	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知している国民の割合の増加	データ無		健康日本21	市民意識調査等	
	要介護状態の高齢者の割合の減少	データ無		市独自	介護保険実施状況	

こころの健康づくり

【現状と課題】

- 市では、市の医師会と共催し、医師を講師とした健康教室や、保健師が関係機関や地区組織等の依頼やニーズに応じ、地域に直接出向いて行う健康講座を通じて、こころの健康を維持するための生活や心の病気への理解などの普及、啓発に取り組んでいます。
- 精神保健福祉士、保健師等の専門職が、本人や家族などから、不安やストレス、うつなどのこころに関する相談に応じています。

《こころの健康の状況》

- 本市の自殺による死亡率は、平成19年以降低下していますが、全国よりも高い状況で推移しています。
- 人間関係の希薄化や価値観の多様化など社会のさまざまな変化に伴い、ストレスを抱えることが多くなっています。一人一人が、自身の心の健康に関心を持ち、上手にセルフケアができるようストレスへの対処方法等広く情報提供をしていくことが必要です。
- うつ病の予防をはじめとするこころの健康づくりの推進や自殺予防の普及啓発をさらに進めていく必要があります。
- 精神保健福祉に関する相談は増加傾向にあり、精神疾患への対応を含めた心の健康づくりの普及啓発や相談支援体制の充実が求められています。

《主な取組》

(3) こころの健康づくり

① こころの健康を保つ知識の普及

- ・こころの健康を保つため、心身の疲労の回復と充実した人生を目指すための休養は重要な要素の一つであり、日常生活の中に十分な睡眠の確保やストレスと上手に付き合うことを適切に取り入れる生活習慣を確立できるよう支援します。

② うつ病予防、自殺予防の普及啓発

- ・自殺に対する正しい知識を普及啓発するとともに、相談窓口の周知に努めます。
- ・自殺の危険を示すサインに早期に気づき、傾聴し、必要に応じて専門家がつなぎ、見守っていくなど、地域で市民一人一人が適切に対応できるよう普及啓発を行います。

③ 身近な相談体制の整備

- ・精神保健福祉士を関連窓口に分散配置し、市民がより身近なところで、精神保健の相談ができる体制を整備します。

《目標》

目標項目		現状値 (H23)	目標値 (H32)	目標値の 根拠	現状値の 把握方法	設定 基準	
こころの 健康づ くり	睡眠による休養を十分にとれていない人の割合の減少	20.5%		健康日本21	平成24年度青森 市民意識調査		
	最近1か月で、不安・悩み・苦労などによるストレスや、気分がひどく落ち込んだことがある人の割合の減少	男性	55.3%		市独自	平成24年度青森 市民意識調査	
		女性	69.1%				
		全体	62.7%				
自殺者の減少(人口10万人当たり)		23.5%		健康日本21	人口動態統計		

《現状と課題》

- 市民が主体的に取り組む地域ぐるみで健康づくり活動を実践する組織と連携し、地域住民が参加する健康講座やウォーキング等の健康イベントを開催し、それぞれの地域特性を生かした活動やネットワークを支援しています。

《市民総ぐるみの健康づくり運動の状況》

- 市民が健康で長生きするためには、行政のみならず、保健・医療機関、地域の関係団体、学校、企業・事業者等が、共通認識のもとに、地域社会の礎となる市民の健康づくりのために力をあわせ、健康づくりの推進母体として一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 健康づくり活動の実施に当たっては、より多くの市民や団体等の支援を仰ぎながら、市民総ぐるみの健康づくり運動を展開していくことが必要です。

《主な取組》

(1) 社会全体で支える健康づくり

① 市民が生活習慣改善に取り組みやすい環境づくり

- ・一人でも多くの市民が身近な場で、健康づくりの実践に取り組むことができるよう、市民の実践の裾野を広げていきます。
- ・市民の取組を支える地域活動の強化や企業等における健康づくり活動の充実強化を図ります。
- ・家庭、学校、職場、地域など市民の生活のすべての場において、ライフステージに応じた健康づくり活動、特に、働き盛り世代の健康づくりを推進していくための職域の健康づくり、地域における運動・スポーツ活動の場づくり、食育・食生活改善の推進等、あらゆる場面から市民の健康づくりに取り組みます。

② 地域、学校、企業、行政の連携による、社会全体で健康づくりに取り組む環境の整備

- ・健康づくりのための人材育成の強化と、個人の取組を支える地域活動や企業活動の充実強化を両輪とした「市民総ぐるみの健康づくり運動」を、保健・医療機関、地域の関係団体、学校、企業・事業者等と連携のもと推進します。